

ケアプランつゆくさ 居宅介護支援サービス重要事項説明書

(令和8年6月1日改定)

当事業所は、ご利用者に対して居宅介護支援サービスを提供いたします。事業所の概要やサービス内容、サービス利用にあたりご注意いただきたい内容等は次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

会社名	合同会社ケアプランつゆくさ
所在地	名古屋市緑区若田二丁目205番地
電話番号	080-4338-4886
代表者氏名	代表社員 恒川 千尋

2. 事業所の概要

事業所名称	ケアプランつゆくさ (名古屋市指定 第2371402492号)
所在地	愛知県名古屋市緑区若田3丁目112 サンステージII 101号
電話番号	052-613-8488
FAX番号	050-3730-8046
管理者氏名	恒川 千尋
開設年月日	平成24年7月1日
運営方針	① ご利用者の心身の状況やその環境等を踏まえ、ご利用者がある能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように援助します。 ② ご利用者及びご家族の意向を尊重し、適切なサービスが総合的・効率的に提供されるように援助します。 ③ 居宅介護支援の実施にあたっては、ご利用者の意思及び人権を尊重し、特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。 ④ 居宅介護支援の実施にあたっては、関係市町、関係機関等との連携に努めます。

3. サービス提供地域 及び 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで(但し 祝日、12月29日~1月3日を除く)
営業時間	午前9時00分から午後5時00分まで
通常の事業の実施地域	名古屋市内全域 その他の地域は応相談

4. 職員体制

職 種	員 数	勤 務	職 務 内 容
管 理 者	1 名	常勤兼務	事業所の職員の管理及び業務の管理などを行う
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	3 名以上	常勤	ケアプランの作成や関係機関との連絡調整等、居宅介護支援サービスの提供などを行う
事 務 員	1 名	非常勤	総務、給付管理関連業務などを行う

5. 提供する居宅介護支援サービスの内容

- ① ご利用者のご自宅を訪問し、心身の状況や環境等を把握した上で、居宅サービスやその他の必要なサービスが提供されるように居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。
その際には、ご利用者は介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができます。また、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能です。
- ② 居宅サービス計画に基づいたサービス提供が行われるように関係機関との連絡調整を行います。
- ③ ご利用者が計画の変更を希望した場合や事業者が計画の変更が必要と判断した場合は、双方の合意に基づき、計画を変更します。

6. 利用料

居宅介護支援事業所に支払われる介護報酬は、全額介護保険により支払われますので、ご利用者の自己負担はありません。

居宅介護支援費Ⅱ（1単位 11.05円）

（ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置を行っている場合で
介護支援専門員1人あたりの平均担当数が50件未満）

令和8年6月改正

要介護1～2の方	1,086単位	月額	居宅介護支援の基本報酬
要介護3～5の方	1,411単位	月額	居宅介護支援の基本報酬
特定事業所加算Ⅱ	421単位	月額	常勤の主任ケアマネ1人以上と他に常勤の介護支援専門員3人以上で加算要件を満たす場合
初回加算	300単位	1回	初回担当または介護度が2区分以上の変更または過去2ヶ月以上居宅介護支援の算定がなくケアプランを作成した場合
入院時情報提供加算Ⅰ	250単位	1回	利用者が入院当日（営業終了後は翌日）に利用者の了解のもと医療機関に対して情報提供した場合
入院時情報提供加算Ⅱ	200単位	1回	利用者が入院後3日以内（3日目が営業日でない場合はその翌日）に利用者の了解のもと医療機関に対して情報提供した場合

退院退所加算	連携1回 カンファレンス参加なし	450 単位	1 回	利用者が退院退所前に医療機関の職員との連携を1回行い、カンファレンスの参加がない場合
	連携1回 カンファレンス参加あり	600 単位	1 回	利用者が退院退所前に医療機関の職員との連携を1回行い、カンファレンスの参加がある場合
	連携2回 カンファレンス参加なし	600 単位	1 回	利用者が退院退所前に医療機関の職員との連携を2回行い、カンファレンスの参加がない場合
	連携2回 カンファレンス参加あり	750 単位	1 回	利用者が退院退所前に医療機関の職員との連携を2回行い、カンファレンスの参加がある場合
	連携3回 カンファレンス参加あり	900 単位	1 回	利用者が退院退所前に医療機関の職員との連携を3回行い、カンファレンスの参加がある場合
ターミナルケアマネジメント加算		400 単位	1 回	ターミナル期の利用者が必要な医療や居宅サービスを円滑に利用する為の調整等を行った場合
通院時情報連携加算		50 単位	1 回	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合
介護職員等処遇改善加算		総単位数の2.1%に相当する単位数	月額	介護従事者の賃金改善や職場環境の整備に取り組む等の加算要件を満たす場合

7. 交通費について

無料です。利用者の居宅が通常の事業の実施地域以外の場合でも、運営規程の定めに基づき、交通費の請求はいたしません。

8. サービス利用に関する留意事項

日常の介護に関する悩み、疑問等がある場合には、担当の介護支援専門員にご相談ください。

9. ハラスメント防止について

当事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。ご利用者及びそのご家族が当事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

10. 虐待防止について

当事業所は、利用者に対する虐待や人権侵害の発生を防止するため、担当者を決め必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。担当者：恒川千尋

11. 感染症防止について

当事業所は、事業所において感染症が発生又はまん延しないように、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。

12. 災害発生時の業務継続について

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援サービスの提供を可能な限り継続するため、又は早期に業務を再開するための計画（以下、「業務継続計画」）を策定しています。この業務継続計画に従い、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。

13. 事故発生時の対応について

ご利用者に対する居宅介護支援サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者（市町村）、ご利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

14. 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は、以下の窓口で受け付けます。

- ・当事業所 苦情受付窓口

ケアプランつゆくさ 管理者 恒川 千尋

TEL 052-613-8488

- ・名古屋市介護保険課 指導担当

名古屋市中区栄三丁目7番12号 サカエ東桜ビル3階

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 栄分室

TEL 052-959-3087

- ・愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情調査係

名古屋市東区泉一丁目6番5号 国保会館

TEL 052-971-4165

15. ケアプランに位置付けたサービスの利用割合について

当事業所のケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

以上